

【概要版】 舞鶴市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）

1. 計画策定の趣旨

- 本市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第8条の規定に基づき、舞鶴市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定します。
- 特措法は平成24年に制定され、同法に基づき、「舞鶴市新型インフルエンザ等対策行動計画」を平成26年に策定しましたが、新型コロナウイルス対応の経験と教訓を踏まえ、令和6年7月に改定・策定された「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」や、令和7年3月に改定・策定された「京都府新型インフルエンザ等対策行動計画」との整合性を図り、対策を講じるため、今般新たに策定するものです。
- 本計画は、今後発生しうる様々な感染症危機に対し、総合的かつ効果的に対応するための基本的な方針と具体的な対策を示すものです。

2. 対策の目的及び基本的な戦略

国や京都府と連携し、平時からの備えと発生時の迅速かつ的確な対応を組み合わせた総合的な戦略を推進し、次の2点を主たる目的とします。

1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護します

- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等の時間を確保します。
- 流行ピーク時の患者数を抑制し医療体制への負荷を軽減します。
- 適切な医療提供により重症者数・死亡者数を減少させます。

2 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにします

- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、影響を軽減します。
- 市民生活及び市民経済の安定を確保します。
- 業務継続計画の作成や実施等により、業務の維持に努めます。

3. 対策推進のための役割分担

各主体がそれぞれの役割と責務を認識し、連携・協力して取り組みます。

● 国の役割

- 国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体等が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備します。

- **京都府の役割**
 - 府は、特措法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく措置の実施主体として、地域における医療提供体制の確保やまん延防止を中心的に担います。
- **舞鶴市の役割**
 - 住民に対するワクチンの接種や生活支援、要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施します。
 - 対策の実施に当たっては、府や近隣の市町村と緊密な連携を図ります。
- **市民の役割**
 - 平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い等）を実践するよう努めます。
 - 発生時に備え、衛生用品、食料品等の備蓄を行うよう努めます。
- **一般の事業者の役割**
 - 発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められます。
 - 平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努めます。
- **医療機関の役割**
 - 地域における医療提供体制の確保のため、府と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練等を推進します。

4．対策実施上の留意事項

- **基本的人権の尊重**
 - 市民の自由と権利に制限を加える場合は、必要最小限のものとします。
 - 感染者や医療関係者等に対する偏見・差別は、人権侵害であり、あってはならないものです。
- **社会的弱者への配慮**
 - 高齢者、障害者、外国人、子ども、妊産婦等、特に大きな影響を受けやすい人々に対し、きめ細やかな支援を行います。

5．施策の展開（市行動計画の主な対策項目）

政府・府行動計画を踏まえ、次の8項目を主な対策項目とし、それぞれに、新型インフルエンザ等の発生・感染拡大状況に応じ、新型インフルエンザ等が発生していない「準備期」、感染症の急速なまん延等の事態を探知して以降、政府対策本部による基本的対処方針が実行されるまでの「初動期」、政府対策本部による基本的対処方針が実行されてから収束に向かうまでの「対応期」の3つのフェーズに区分して施策を講じます。

1. 実施体制
2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
3. まん延防止
4. ワクチン接種
5. 医療
6. 保健
7. 物資
8. 市民生活及び地域経済の安定の確保

6. 主な対策項目の取組内容

【対策1】 実施体制

- 準備期
 - 必要な人員等の確保及び業務の継続を図るため、舞鶴市業務継続計画（新型インフルエンザ等対策編）を作成・変更します。
 - 発生に備えた実践的な訓練を実施します。
- 初動期
 - 市長を本部長とする新型インフルエンザ等対策本部を設置し、非常時対応体制の整備等を行います。
- 対応期
 - まん延により事務を行うことができなくなると認めるときは、府に対し事務の代行を要請します。

【対策2】 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ワンボイスでの情報提供
 - 一体的かつ整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制を整備します。
- 双方向のコミュニケーション
 - 情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努めます。
- 偽・誤情報への対応
 - AI技術の進展等も踏まえつつ、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行います。

【対策3】 まん延防止

- 基本的な感染対策の普及
 - 換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図ります。
- 市民に対する要請等
 - 府からの要請に基づき、不要不急の外出自粛、混雑した場所を避けた行動等を、あらゆる手段を用いて呼びかけます。
- 施設の利用制限等
 - 市が管理する施設については使用制限や休館等の措置を、市が主催・共催する催物については中止等の措置を講じます。

【対策4】 ワクチン接種

- 接種体制の構築
 - 舞鶴医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行います。
- 特定接種
 - 国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者（本市職員等）に対し、速やかに特定接種が実施できるよう体制を構築します。

- **住民接種**

- 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、運営方法を検討し、医療従事者以外の運営要員の確保を進めます。
- 予約受付体制を構築し、接種を開始します。
- 高齢者施設等の入所者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係団体と連携し、接種体制を確保します。

【対策5】 医療

- **医療提供体制の確保等**

- 府と協力し、地域の医療提供体制や、受診先となる発熱外来の一覧等を含め医療機関への受診方法等について、市民等に周知します。
- 特に配慮が必要な患者について、受入れ医療機関の設定等を行う府に対し、必要に応じ協力します。

【対策6】 保健

- **人材の確保と支援**

- 保健所の感染症有事体制を構成する人員の確保について、応援要請に対応できる本市の専門職等について、予め体制の確保に努めます。

- **高齢者施設等における感染対策支援**

- 府と連携し、高齢者施設等の感染対策について、助言や必要に応じた現地指導等の支援を実施します。

- **健康観察及び生活支援**

- 府からの依頼があったときは、自宅又は宿泊療養施設での療養者に対する健康観察を行います。
- 療養者や濃厚接触者に対し、食事の提供等のサービス提供又はパルスオキシメーター等の物品の貸与・支給に努めます。

【対策7】 物資

- **感染症対策物資等の備蓄等**

- 対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況を確認します。

- **備蓄物資等の供給**

- 緊急事態において物資が不足するときは、各関係機関が備蓄する物資を互いに融通する等、供給に関し相互に協力します。

【対策8】 市民生活及び地域経済の安定の確保

- **生活関連物資等の安定供給**

- 生活関連物資等の安定供給等について情報を発信し、事業者や消費者としての適切な行動の要請や呼び掛けを行います。

- **生活支援を要する者への支援**

- 高齢者、障害者等の要配慮者等に応じ生活支援（見回り、介護、食事の提供等）、搬送等を行います。

- **事業者に対する支援**

- 影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講じます。